

令和8年3月11日
庶務課

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国家公務員の管理職員特別勤務手当の取扱いとの均衡等を踏まえ、条例の一部を改正する。

また、文言整理を行う。

2 改正の内容

災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合における管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大する。(第23条関係)

3 新旧対照表

2ページ以降のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第24条～第34条 (略)</p>	<p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額)とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第24条～第34条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>